

行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 7月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

行政文書管理規程の一部を改正する訓令

行政文書管理規程（平成11年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第31条関係）				別表（第31条関係）			
文書記号				文書記号			
1 [略]				1 [略]			
2 出先機関				2 出先機関			
区 分		公 署		区 分		公 署	
[略]		[略]		[略]		[略]	
広域振	[略]			広域振	[略]		
興局以	商工労働	[略]	[略]	興局以	商工労働	[略]	[略]
外の出	観光部に	高等技術専門校	()技専	外の出	観光部に	高等技術専門校	()技専
先機関	属する出	職業能力開発センター	()職開	先機関	属する出		
	先機関				先機関		
[略]		[略]		[略]		[略]	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この訓令は、平成25年 7月16日から施行する。